

令和5年度水道施設整備関係予算概算要求の概要

(単位：百万円)

区 分	令和4年度 予 算 (A)	令和5年度 概 算 要 求 (B)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (B-A)	対前年度 比率 (%) (B/A)
水道施設整備費等	[78,916] 39,373	63,926	24,553	162.4
水道施設整備費補助	[19,361] 16,848	16,849	1	100.0
指導監督事務費等	88	87	△1	98.5
災害復旧費	[899] 356	356	0	100.0
耐震化等交付金	[58,291] 21,804	46,380	24,576	212.7
東日本大震災災害復旧費	277	254	△23	91.7
水道施設整備費等（再掲） ※災害復旧費（東日本含む）を除いた場合	[77,740] 38,740	63,316	24,576	163.4

注1) 厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2) 百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注3) 令和4年度予算額欄の上段 [] 書きは、令和3年度補正予算額を含んだ額。

注4) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道施設の耐災害性強化対策等については、予算編成過程で検討する。（事項要求）

1 事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業のIoT活用等を進める。

2 事業の概要

水道施設整備費補助金

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく非常用自家発電設備等の整備事業

生活基盤施設耐震化等交付金

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画（生活基盤耐震化等事業計画）に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業】

- 水道施設等耐震化事業
 - ・ 災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物及び基幹管路の耐震化等（「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化事業を含む。）
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ・ 水道事業の広域化（事業統合または経営の一体化）に必要な施設整備や広域化後に耐震化対策等として実施する施設整備等
- 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業
 - ・ IoT・新技術を活用した事業の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現のための施設整備等

3 実施主体等

○実施主体：地方公共団体が営営する水道事業者 等 ○補助（交付）先：地方公共団体 ○補助率：1／4、1／3、4／10 等

令和4年度の生活基盤施設耐震化等交付金等に関する制度改革事項

○運営基盤強化等事業

①広域化事業の実施に伴う水道施設の撤去費用

広域化事業による施設の統廃合に伴い、新たに整備する水道施設と関連性・連続性がある水道施設（浄水施設、配水施設であり、新設する施設と同数以下に限る。）を廃止する場合の撤去費用を交付対象とした。

○生活基盤近代化事業

②広域化に伴い特定簡易水道事業に該当する場合の経過措置

広域化（経営の一体化）に伴い、簡易水道事業が特定簡易水道事業に該当することになった場合においては、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は、特定簡易水道事業として取り扱わないこととした。

③旧簡易水道事業の施設整備に対する支援

簡易水道事業を統合した上水道事業が実施する旧簡易水道施設の整備について、経営戦略を策定しており、上水道事業における旧簡易水道施設の給水人口比率が10%以上である場合など、一定条件を満たす場合は交付対象とすることとした。

○水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業

④新技術に対する支援

I o T 技術を活用せずに実施する、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入事業についても交付対象とした。